

令和7年3月3日
6大建公告 第130号

大建工業健康保険組合
理事長 川上 哲司

令和7年度に係る任意継続被保険者に適用する標準報酬等について

健康保険法第47条の規定に基づき、同法第37条の規定による被保険者に適用する標記の標準報酬について次のとおり公告します。

記

1. 令和6年9月30日現在の当組合の平均標準月額
406,682 円
2. 上記1の平均標準報酬月額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなした場合の標準報酬
第27等級 月額 410,000 円 (日額 13,670 円)
3. 適用年月日 令和7年4月1日 (令和8年3月31日まで有効)

以上